

1. 子育て世帯への情報提供と啓発活動について

子育て世帯へ、育児に関する正しい情報を提供することが重要であるが、特に妊娠期から伝えていくことが必要ではないかとの意見が出されました。市の「ヘルシースタート」などの事業がその役割を果たすべきであるとされ、保護者への支援を強化することが求められました。

市から、子育て世帯の方に、実際に「日向地域子育て支援センター」や「つどいの広場」、将来的には「こども誰でも通園制度」などを利用していただき、保育士などの専門家から子育てに関して、知識だけではなく、実際に子育ての場面で必要となる情報も伝えていきたいとの認識を示しました。

2. こどもの居場所について

「放課後児童クラブ」を退会したこどもなどの中にも、保護者の帰宅時間まで大人が見守ることが必要な子がいるのではないかと意見が出されました。

市から、高校生まで利用が出来ることとなっている「児童館」などを子どもの居場所として設置しているが、子どもの居場所づくりについては今後の重要な課題であるとの認識を示しました。

それに対し、単に場所を準備するだけではなく、場所と子ども達をどう繋げていくのか、地域との関りをどのように作っていくかという観点からも考えていかなければならないのではないか等の意見が出されました。

3. 保育士確保の重要性について

令和5年度の給付実績の報告では、保育園の給付費が減少傾向にあることが指摘され要因について少子化の影響に加え、保育士不足もあるのではなかとの意見がありました。

市としても、保育士の確保は重要な課題であるとの認識を示しました。

4. こども基本法における「こども」について

こども基本法において、「こども」とは「心と身体の発達過程にある人」であり、一定の年齢による上限は設けられていないとの説明だったが、具体的にはどういう状況のことなのかとの質問がありました。

市から、こども基本法においては、支援の必要な人は全て「こども」であり、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく旨、説明を行いました。